

野迫川村漁業協同組合奈内共第11号、奈内共第12号
及び奈内共第13号第5種共同漁業権遊漁規則

(目的)

第1条 この規則は、野迫川村漁業協同組合（以下「組合」という。）の有する奈内共第11号、奈内共第12号及び奈内共第13号第5種共同漁業権に係る漁場（以下単に「漁場」という。）の区域において、組合員以外の者のする当該漁業権の対象となっている水産動物（あまご及びにじますをいう。以下同じ。）の採捕（以下「遊漁」という。）についての制限に関して必要な事項を定めるものとする。

(遊漁料の納付義務)

第2条 漁場の区域内において遊漁をしようとする者は、あらかじめ、第8条第1項の遊漁料を同条第2項の方法により組合に納付しなければならない。

(漁具・漁法の制限)

第3条 次の表の左欄の魚種を対象とする遊漁は、それぞれ右欄の漁具・漁法以外の方法を使用してはならない。

魚種	漁具・漁法
あまご	竿釣
にじます	竿釣

2 次の表の左欄の漁具・漁法による遊漁は、右欄の規模の範囲内でなければならない。

漁具・漁法	規模
竿釣	釣竿 1人1本

3 次の各号の漁具又は漁法により遊漁をしてはならない。

- (1) 爆発物使用漁法
- (2) 水産動物を麻痺させ又は死なせる有毒物使用漁法
- (3) 水中に電流を通じてする漁法
- (4) 瀬干漁法
- (5) びん漬漁法（セルロイド、陶器その他これらに類する物による場合を含む。）

(遊漁期間)

第4条 次の表の左欄の魚種を対象とする遊漁は、それぞれ右欄の期間内で行わなければならない。

魚 種	期 間
あまご	3月1日から9月30日までの期間内で組合が定め公表する期間内
にじます	3月1日から9月30日までの期間内で組合が定め公表する期間内

2 前項の公表は、全村一円の広告板に掲示してするものとする。

(禁止区域)

第5条 前条の規定による期間内であっても、次の表の左欄の区域内においては、右欄の期間中は、遊漁をしてはならない。

区 域	期 間
春日神社の前の橋より上流の弓手原川本支流の区域	1月1日から12月31日まで
北股川支流アジコ谷	
大股取水堰堤から上下流それぞれ50mの区間	
川原樋川発電所の放水口から上下流それぞれ50mの区間	

(特別区域)

第6条 次の表のア欄の区域を特別区域とし、当該特別区域におけるイ欄の魚種を対象とする遊漁期間は、第4条の規定にかかわらずそれぞれウ欄の期間とする。

ア 区 域	イ 魚 種	ウ 期 間
赤谷口から土ヤ谷口までの区域	あまご	3月1日から9月30日までの期間内で組合が定め公表する期間
	にじます	1月1日から12月31日までの期間内で組合が定め公表する期間

(全長の制限)

第7条 次の表の左欄の魚種は、右欄の全長以下のものを採捕してはならない。

魚 種	全 長
あまご	10センチメートル

(遊漁料の額及び納付方法)

第8条 第2条の規定による遊漁者が納付すべき遊漁料の額は、次の表のとおりとする。
次項ただし書に規定する方法により納付するときは、次の表の遊漁料に500円を加算した額とする。

魚種	漁具・漁法	期間	遊漁料
あまご (にじます)	竿釣	1日(解禁日)	3,500円
		1日(その他)	2,500円
		1年(解禁日を除く)	7,000円

2 遊漁料は、次に掲げる場所又は組合が指定するオンラインシステムにおいて納付しなければならない。ただし、当該遊漁をする場所において漁場監視員に納付することができる。

- (1) 昭和食堂 (野迫川村大字柞原)
- (2) 小倉商店 (野迫川村大字北股)
- (3) 西田商店 (野迫川村大字北股)
- (4) 大股漁業生産組合 (野迫川村大字北今西)
- (5) 民宿かわらび荘 (野迫川村大字北今西)
- (6) ホテルのせ川 (野迫川村大字北今西)
- (7) 坂本静男 (野迫川村大字檜股)
- (8) 中上榮一 (野迫川村大字弓手原)

3 次の表の左欄の者の遊漁料は、第1項の規定にかかわらずそれぞれ右欄のとおりとする。

未就学の幼児及び小、中学生	無料
心身障害者	第1項に規定する額の1/2に相当する額

4 前各項の規定にかかわらず、特別区域においてする遊漁の遊漁料及び納付場所は、次の表のとおりとし、餌釣については遊漁者ごとに魚の放流を行い、ルアー釣及びフライ釣については定期放流するものとする。

区域	魚種	漁具・漁法	期間	遊漁料	納付場所
		餌釣 (放流あり)	1日	3,850円	かわらび荘

赤谷口から 土ヤ谷口ま での区域	あまご にじます	ルアー釣、フライ釣 (定期放流)		3,300円	(野迫川村 大字北今 西)
		ルアー釣、フライ釣 (定期放流)	午後3時以 降日没まで	2,000円	

(遊漁承認証に関する事項)

第9条 組合は、第2条の規定により遊漁料の納付を受けたときは、次に掲げる事項を記載した遊漁承認証（オンラインシステムにより発行されるものを含む。）を遊漁者に交付するものとする。

- (1) 承認を受けた者の氏名、住所
- (2) 承認期間
- (3) 魚種
- (4) 漁具・漁法
- (5) 遊漁区域
- (6) 遊漁料の額
- (7) 注意事項
- (8) その他参考となるべき事項
- (9) 発行者名

2 遊漁承認証の交付は、前条第2項に規定する場所、組合が指定するオンラインシステム又は漁場監視員において行うものとする。

3 遊漁承認証は、他人に貸与してはならない。

(遊漁に際し守るべき事項)

第10条 遊漁者は、遊漁をする場合には、遊漁承認証を携帯し、漁場監視員の要求があったときは、これを提示しなければならない。

2 遊漁者は、遊漁に際しては、漁場監視員の指示に従わなければならない。

3 遊漁者は、遊漁に際しては、相互に適当な距離を保ち、漁業者及び他の遊漁者の迷惑となる行為をしてはならない。

4 遊漁者は、組合が漁業法（昭和24年法律第267号）に基づく報告等のために行う採捕量の調査等に協力するものとする。

(漁場監視員)

第11条 漁場監視員は、遊漁者に対し、この規則の遵守に関して必要な指示を行うことができる。

2 漁場監視員は、次に掲げる事項を記載した漁場監視員証を携帯し、かつ、漁場監視員であることを表示する腕章をつけるものとする。

(1)氏名

(2)有効期間

(3)注意事項

(4)その他必要な事項

(5)発行者名

(違反者に対する措置)

第12条 組合は、遊漁者がこの規則に違反したときは、直ちに遊漁の中止を命じ、以後のその者の遊漁を拒否することができる。この場合、遊漁者が既に納付した遊漁料の払戻しは、行わないものとする。

附 則

この規則は、令和6年1月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和 年 月 日から施行する。